

世界で、自分を鍛えてみませんか

# 次世代リーダー 育成道場

令和2年度

## 研修生（第9期生）募集

受講料：80万円  
（事前研修+留学等）  
（減免制度あり）

### 次世代を切り拓く若者たちへ

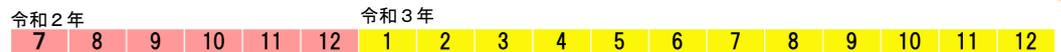
「次世代リーダー育成道場」は、事前研修で様々なことを学び、その成果をもって留学にチャレンジする都立高校生等を支援するプログラムです。

将来、様々な分野で活躍し、日本や東京の未来を担う次世代の人材になろうという高い志をもった都立高校生等が積極的に応募し、留学を通じて大きく成長することを期待しています。



### 次世代リーダー育成道場プログラム概要

プログラムは①事前研修 ②留学 ③事後研修で構成されています。  
留学の開始時期により、A、B二つのコースが設定されています。



**Aコース**（3月出発）  
**オセアニア地域**  
（オーストラリア等）

事前研修

留学（約8か月間）

**Bコース**（8月出発）  
**北米地域**  
（カナダ）

事前研修

留学（翌6月まで）

（留学後）事後研修：成果報告会、成果発表会、交流研修等

### 事前研修

海外生活や現地の高校で学ぶために必要な知識・技能を身に付けます。  
研修は、月に2～3回程度、主に日曜日に実施します。（講義、英語、日本の歴史、日本の伝統・文化、先端技術、ゼミナール研究、オリエンテーション等）

### 留学

留学を通して見聞を広め、次代を担うリーダーとしての資質・能力を磨きます。  
異なる文化や生活習慣の中で、様々な学習や活動に取り組みます。（現地の高等学校（後期中等教育機関）への通学、ホームステイ、特別プログラム（集合研修）、ゼミナール研究等）



# 募集について

## 募集人数

令和2年度次世代リーダー育成道場研修生（第9期生） 200人以内（Aコース100人以内、Bコース100人以内）

## 対象者

次の(1)及び(2)を満たす者

ただし、現在、都立学校に在籍しながら留学又は休学により海外で学習している生徒の応募は認めない。

- (1) 都立高等学校、都立中学校及び都立中等教育学校に在籍する生徒のうち、以下の学年に在籍し、「推薦基準」に基づき校長が推薦する者
  - Aコース 都立高等学校第1学年から第3学年まで及び都立中等教育学校第4学年から第6学年まで
  - Bコース 都立高等学校第1学年、第2学年、都立中等教育学校第3学年から第5学年まで及び都立中学校第3学年ただし、Aコースについては、平成14年4月2日以降に生まれた者、Bコースについては、平成15年4月2日以降に生まれた者
- (2) 次世代リーダー育成道場（以下「育成道場」という。）の趣旨を理解し、学校の代表として使命感をもって修了までの全ての研修に参加できる者

## 推薦基準

次の全てを満たすと校長が判断する者

なお、校長は、志願する者に対して、面接等による選考を行うものとする。

- (1) 心身ともに健康で在籍校での出席状況及び生活態度が良好である者
- (2) 学業成績が優秀であり、学校生活と本研修を両立できる者
- (3) 英語について、留学出発時までにCEFR B1相当以上のレベルに高められる見込みのある者（入校時にCEFR A2相当の英語力があることが望ましい。）
- (4) 協調性を有するとともに、学校行事や部活動、ボランティア活動等に積極的に取り組んでいる者
- (5) 育成道場の趣旨を理解し、全ての研修に目的意識をもって意欲的に参加することができる者

## 応募方法

学校を通して応募してください。募集期間及び応募締め切り日は学校ごとに異なります。（学校の先生に確認してください。）

## 選考日程

8月28日（金）まで	募集期間
9月19日（土）又は9月22日（火・祝）	面接（日本語・英語）
9月27日（日）	小論文（日本語）及び英語（筆記）
10月中旬	選考結果通知
10月25日（日）	入校式

## 受講料

Aコース、Bコースともに80万円

この受講料は、留学に係る基本的経費（渡航費、滞在費、学費等）に充当します。

※経済的理由により納付困難である場合、受講料の減額又は免除を申請することができます。（住民税納付額等の基準や納付時期等の詳細については、入校後のオリエンテーションで説明します。）

※基本的経費以外の諸経費及び事前研修等に要する交通費等は自己負担となります（50万円程度）。

※留学に際し、PCR検査、現地での自己隔離や帰国時の自己隔離等の費用が、別途かかることがあります。

## 留学

留学前に、新型コロナウイルス感染状況が悪化した場合や、他の感染症、戦争、テロ、自然災害等が発生した場合、留学を延期又は中止することがあります。また、留学中に同様の事態になった場合には、帰国の勧告又は命令を行うことがあります。

## 帰国後の単位認定

現地の高校で1年分の学習を行い、通常の成果を収めていることを日本の学校の校長が認めた場合には、元の学年に一旦復学した後、学校の規定による単位数を修得し、進級することができます。

※ 募集についての詳細は、次世代リーダー育成道場ウェブページ「募集要項」を御覧ください。

<https://jisedai.kyoiku-kensyu.metro.tokyo.jp/>